

# 令和8年度 佐賀市市民活動応援制度「チカラット」の変更事項

## ■令和8年度募集からの主な変更点

### 1 補助対象事業にならない事業の追加

【追加】事業目的及び事業内容に合致しない飲食物や物品等の販売、特定の物品等の購入へ誘導するもの

○追加理由 補助対象事業において事業目的や事業内容に合致しない出店等が見受けられ、この制度の趣旨・定義・補助対象事業の要件（営利を目的としない公益的な事業、社会的課題等の解決のために取り組む事業など）に抵触する可能性があるため  
※飲食物や物品等の販売、提供を伴う場合は、申請書の事業計画書に出店内容及び理由を明記すること。また、事業実施前には出店者等名簿を提出し、実績報告時には販売実績報告書を添付すること。なお、事業目的・事業内容に合致しない出店等があった場合、交付決定を取り消すことがあります。

### 2 審査委員会におけるプレゼンテーション審査の廃止

○廃止理由 

- ・令和7年度から審査方法における評価基準の点数化と採択順位付けにより、公正で客観的な評価を行い、厳正なる審査になったため
- ・申請団体の負担軽減、審査委員会の負担軽減のため

  
※ただし、審査の過程において団体への直接ヒアリングが必要と審査委員会が求める場合は、今までどおり当該団体を審査委員会にてヒアリングを実施します。

## 【参考】令和7年度募集時の主な変更点

### 1 申請事業の審査方法の変更及び順位付けによる採択

- (1) 申請事業の評価を点数化 ⇒ 佐賀市市民活動応援制度審査委員会で事業内容等を点数で評価  
※審査項目及び配点は募集要項を参照
- (2) 点数による採択順位付け ⇒ 「ちかつと部門」「カラット部門」を一律に点数による採択順位付け  
※評価点数が同点の場合、申請回数が少ない団体を上位にする。
- (3) 基準点の設定 ⇒ 基準点（満点100点の60%）を設定し、基準点を満たない事業は不採択
- (4) 予算の範囲内での採択 ⇒ 申請多数により申請金額の総額が予算額を超える場合は、順位が上位の事業から予算内に収まる件数を採択

### 2 補助対象経費の変更

#### (1) 報償費の補助対象経費上限額の変更

- |                         |            |            |
|-------------------------|------------|------------|
| ①外部からのボランティア等の活動等に対する謝礼 | 【変更前】3千円/回 | 【変更後】5千円/回 |
| ②団体構成員が講師・指導者等となる際の謝礼   | 【変更前】5千円/回 | 【変更後】1万円/回 |
- ・ただし、対象事業の実施に必要不可欠な資格や能力を有することが認められること。
  - ・原則、内部講師等については人件費で計上すること。
  - ・人件費と合わせて補助対象経費の1/2以内となること。

## (2) 旅費の補助対象経費範囲の変更

- ①交通費、有料道路等の利用料は、外部の講師・指導者等のみ対象とする。
- ②自家用車利用の場合の燃料代は、団体構成員への支払いは補助対象事業実施当日分のみとし、事前準備、打ち合わせ等は対象外経費とする。外部講師等は事前準備、打ち合わせも対象とし、団体構成員が送迎する場合も可とする。

## (3) 消耗品費の補助対象経費上限額の変更

- ①【変更前】概ね1万円/個未満 【変更後】概ね5万円/個未満

## (4) 人件費の補助対象経費上限額・範囲の変更、外部雇用の廃止

- ①団体の構成員が従事する際に当該団体が支払う人件費 【変更前】900円/時 【変更後】1000円/時
  - ・補助対象事業実施当日分のみとし、事前準備、打ち合わせ等は対象外経費とする。
  - ・報償費（内部）と合わせて補助対象経費の1/2以内となること。
- ②臨時的に外部から人を雇用する際に当該団体が支払う人件費 【廃止】

## 3 申請書様式の変更

### (1) 添付1-7 令和6年度事業実施確認書を追加（令和6年度交付決定団体のみ提出）

審査委員会において、前年度（令和6年度）の事業実施状況を把握し申請事業の評価の判断材料とするため、令和6年度に交付決定を受けた団体は、事業の実施状況（実績または実施予定等）について、提出していただきます。※令和7年度の申請書提出時点で実績報告書を提出済の団体は添付不要

## 4 変更申請基準の変更

【変更前】事業内容や事業量、交付決定額、補助対象経費の合計額が2割以内の変更

⇒ 変更申請手続き不要

【変更後】事業内容や事業量、交付決定額、補助対象経費の合計額が1割以内の変更

⇒ 変更申請手続き不要

※変更がある場合は、必ず事前にご連絡ください。